

# 償却資産の申告の準備はお済みですか

～償却資産の申告は2月1日までです～

●「償却資産」とは

固定資産税の課税対象となる「償却資産」とは、土地、家屋以外で事業用に使用される資産をいいます。

つまり、事業主がその事業のために使用する構築物、機械、器具備品などが「償却資産」にあたります。

ただし、事業用に使用していても、軽自動車税等の課税対象になっているものや無形減価償却資産（ソフトウェア・特許権等）は「償却資産」から除かれます。

また、所有している償却資産の評価額（課税標準額）の合計が150万円を超えない場合、固定資産税は課税されませんが、申告は必要です。

なお、正当な理由がなく申告をしなかった場合や虚偽の申告をした場合は、罰金などの罰則が適用される場合があります。

●申告方法

以前申告したことがある事業主には、12月中旬に申告書を送付します。必要事項を記入のうえ、減価償却計算明細書や固定資産台帳の写しなど資産の内訳がわかるものを添付して提出してください。

※廃業、休業、事務所移転、解散、名称を変更した場合もその旨を申告書に記載し、提出してください。

●申告期限

平成22年2月1日（月）  
また、新規に申告する事業主又は以前申告したことがあるのに12月中旬に申告書が送られてこない事業主はお問い合わせください。



## 主な業種の具体的な対象物

対象物は、平成22年1月1日現在、鹿屋市内に所有している事業用の構築物、機械、器具備品などです。各業種の具体的な対象物は次のとおりです。

●飲食店

接客用家具、厨房設備、テレビ、冷蔵庫、レジスター など



●理・美容業

理・美容いす、洗面設備、タオル蒸し器、サインポール など



●病院・歯科医院

各種医療機器、調剤機器、厨房設備、各種キャビネット など



●建設業

建設用重機、発電機、ブロックゲージ、カッター、ポンプ など

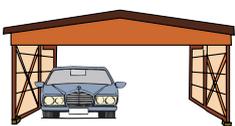


●各業種共通するもの

事務所や店舗等内の装飾（カウンター、間仕切りなど）、パソコン等の事務機器、外部構築物（看板、駐車場舗装、庭園）、受変電設備、空調設備などがあります。

●アパート・駐車場経営

屋根付車庫、クーラー、ごみ収集ボックス、アスファルト舗装など



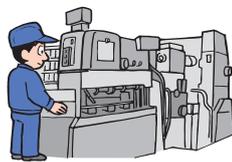
●農業

農耕トラクター（小型特殊を除く）、農機具、家畜用設備、ビニールハウス など



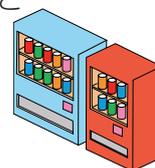
●工場

旋盤、溶接機、製造設備、洗浄給水設備 など



●小売業

商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫 など



償却資産の申告は、法律でその資産の所在地の市町村長に対して毎年行うことが義務づけられています。事業主の皆さんは、必ず、申告を行ってください。

【問い合わせ・申告先】市税務課 ☎0994-31-1112